

秘密は守ります。
匿名でも受け付けて
おります

あなたの勇気が親子を救います

子どもを虐待から守るための5カ条

1. 「おかしい」と感じたら迷わず連絡（通告は義務＝権利です）
2. 「しつけのつもり」は言い訳（子どもの立場に立って判断しましょう）
3. ひとりで抱え込まない（あなたに出来ることから即実行しましょう）
4. 親の立場より子どもの立場（子どもの命を最優先しましょう）
5. 虐待はあなたの周りでも起こりうる（特別なことではありません）

通告は支援の
出発点です。

子どもを虐待から守るためには、情報提供（通告）がとても重要です！

「虐待かな…？」虐待かどうかわからなくても少しでも疑いがあると思われたら、
匿名でかまいません。ためらわずにご連絡を！！

虐待しているかわからないし、私まで何か言われたらどうしよう？

連絡（通告）者は法律で守られます。
あなたが気づき、連絡（通告）することが子どもを虐待から守ることにつながります。
あなたの連絡（通告）が子育てに不安を感じている保護者の支援につながります。

子ども虐待の相談・連絡先



児童相談所
全国共通
ダイヤル

いち はや く
189

お住まいの
地域の児童
相談所に
つながります

子どもに関する相談に24時間365日対応（24時間子ども相談ホットライン）
北九州市子ども総合センター 093-881-4152

比較的軽度な虐待行為（手足の傷やあざ、ネグレクトの疑いなど）

区役所 保健福祉課 子ども・家庭相談コーナー 受付時間 8:30～17:00（土日・祝日・年末年始を除く）

門司区 093-332-0115 小倉北区 093-563-0115 小倉南区 093-951-0115
 若松区 093-771-0115 八幡東区 093-661-0115 八幡西区 093-642-0115
 戸畑区 093-881-0115

一時保護が検討される重篤な虐待行為（頭部の外傷や性的虐待の疑いなど）

子ども総合センター（北九州市児童相談所） 093-881-4556

※連絡は匿名で行うことができます。匿名でない場合も、連絡した人の特定につながる情報は守られますのでご安心下さい。

※緊急の場合は、警察 110 番に通報してください。

北九州市

ぎゃくたい

子どもを虐待から守る条例



みんなで子どもの命と育ちを守りましょう

子どもには、生まれながらにして、その一人一人がかけがえのない存在として認められ、幸せに生きる権利があります。

子どもには、愛されて育つ権利、守られる権利、安心して自分の感情や思いを表現する権利があります。

子どもの権利を守るには、大人の支援が必要です。

子どもへの虐待により、幼い命が奪われる痛ましい事件が後を絶ちません。

虐待に苦しみ、その痛みじっと耐え、誰かの助けを求めている子どもがいます。子育てに悩み、助けを求めている保護者もいます。

北九州市の全ての子どもが虐待から守られ、愛される幸せを実感して生きていくことができるよう、市民が一丸となって、子育て支援を充実し、子どもの命と育ちを守るため、市、市民、保護者、関係機関等及び事業者の責務を定めた「北九州市子どもを虐待から守る条例」を議員提案により制定し、2019年4月1日に施行しました。

ぎゃくたい

STOP!虐待! みんなで守ろう子どもの今と未来

「北九州市子どもを虐待から守る条例」のあらまし



ダメ!
虐待

目的

本条例は、子どもを虐待から守るための基本理念を定め、市、市民、保護者、関係機関等及び事業者の責務を明らかにするとともに、子どもを虐待から守るための施策の基本的事項を定めることにより、子どもを虐待から守る施策を総合的に推進し、もって子どもの心身の健やかな成長に寄与することを目的とします。

基本理念

- ・虐待は重大な人権侵害であり、決して行ってはならない。
- ・子どもを虐待から守る施策は、子どもの最善の利益や安全を最優先に考える。
- ・何人も虐待を見逃さず、虐待のないまちづくりを推進し、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成に努める。



市の責務(第4条)

- 子ども及び保護者が孤立しない地域社会の形成に向けた活動への支援を行う。
- 虐待を受けた子どもの安全を確保し、生命を守ることを最優先する。
- 虐待を受けた子どもの保護や支援に携わる人材の確保や育成に努める。
- 虐待の防止等のための調査研究や検証を行う。

市民の責務(第5条)

- 虐待の防止に努めるとともに、市が実施する施策への協力等に努める。
- 虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに通告する。
- 市が行う子どもの安全の確認に協力するよう努める。

保護者の責務(第6条)

- 虐待を決して行ってはならない。
- 子どもの養育に際して人権を尊重し、子どもの心身の成長と発達を図るよう努める。
- 市が行う子どもの安全の確認や安全の確保に協力する。

虐待から子どもを守るために

SOS



HELP

未然防止(第12、13、14条)

- 市は、子育てに関する支援を充実させるよう努める。
- 市は、幼稚園、保育所その他の子育てに関する支援を行う関係機関等に対し、必要な支援を行う。
- 市は、安全を確認できていない子どもの情報を把握し、子どもの安全の確認に努める。

関係機関等*の責務(第7条) *学校、児童福祉施設、病院など

- 虐待の防止に努める。
- 市が行う子どもの安全の確認に協力するよう努める。
- 児童養護施設は、その専門性を生かし、地域社会と連携しながら、子ども及び保護者への支援に努める。
- 学校その他の教育機関は、現に教育を受けられない子どもがいた場合は、教育を受けられるよう必要な対応を講ずる。

事業者の責務(第8条) *コンビニやタクシーの事業者など

- はいかいしている子どもへの声かけを行う。
- 虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、通告する。

早期発見及び早期対応(第15、16条)

- 市は、虐待を早期に発見できるよう、市民、関係機関等及び事業者との連携を十分に図る。
- 市は、通告があった場合は、直ちに虐待に係る調査を行い、当該通告に係る子どもを直接目視するなど安全の確認を行うための措置を行う。

虐待を受けた子ども等に対する支援(第17、18条)

- 市は、虐待を受けた子どもが心身の回復に向け、専門的な治療、心理療法等を受けられるようにするため、支援を行う。
- 市は、虐待を行った保護者に対し、虐待を受けた子どもとの良好な関係の再構築及び虐待の再発防止のための指導及び支援を行う。

子どもの虐待ってどんなことをいうの?



身体的虐待

- 殴る・蹴る・叩く・投げ落とす
- 激しく揺さぶる
- 戸外に締め出す
- あざや火傷など外傷を負わせる
- 溺れさせる
- 首を絞める

性的虐待

- 子どもへの性的行為(そそのかしを含む)
- 性的行為を見せる
- ポルノグラフィの被写体とする

ネグレクト(保護の怠慢・拒否)

- 衣食住の世話をしない
- 重大な病気になっても病院へ連れて行かない
- 乳幼児を家や車に放置する
- 子どもの意思に反して学校に登校させない
- 保護者以外の人による虐待を放置する
- ひどく不衛生にする

心理的虐待

- 言葉による脅し・脅迫
- 拒否的な態度や無視
- きょうだい間で差別的な扱い
- 自尊心を傷つける言動
- 子どもの目の前で配偶者や家族に暴力や暴言を行う(面前DV)

ワンポイント解説!

第5条関係(市民の責務)

市民は条例の基本理念を理解し、虐待の防止に努めることや、通告義務について規定しています。通告が子どもを虐待から守るだけでなく、子育てに悩む保護者への支援の出発点でもあることを、私たち市民は理解する必要があります。

第7条関係(関係機関等の責務)

「関係機関等」とは、児童虐待防止法第5条で「児童虐待を発見しやすい立場にある」学校、児童福祉施設、病院その他の子どもの福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師などです。関係機関等のうち、虐待に対し高い専門性を持つ児童養護施設及び学校その他の教育機関の責務についても規定しています。

第8条関係(事業者の責務)

昼間学校に行かずに、または深夜にははいかいしている子どもに対して声かけを行うなど、事業者が業態に応じて虐待の兆候の把握に努めること、また、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合の通告義務について規定しています。

